

平成 20 年度の

後期高齢者医療（長寿医療）保険料

が決定します。

7月に保険料の決定通知書及び納入通知書が送付されます。

◆保険料の支払方法・納期限

- 原則年金からの引き落とし（特別徴収：年金受給月）となります。
ただし、年金の額が年間 18 万円以下の方もしくは介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の 2 分の 1 を超える場合は引き落としとはなりません。
- 年金からの引き落としとならない方については、納付書等で個別に納めていただきます。
（普通徴収：7月を第1期とし、翌年2月までの毎月末）

◆保険料の計算方法

保険料額は、お一人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額です。なお、一人あたりの上限額は 500,000 円です。

$$\text{保険料額} = \text{均等割額 } 40,175 \text{ 円} + \text{所得割額 } (\text{総所得金額等} - 330,000 \text{ 円}) \times 0.0743$$

◆保険料（均等割額）の減額

4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額等の合計額により均等割額が減額されます。ただし、年金所得については、特例としてさらに 15 万円が控除されます。

総所得金額等の合計が 33 万円以下の世帯	→	均等割額を 7 割減額（12,052 円）
総所得金額等の合計が 33 万円 + 24.5 万円 ×（世帯主でない被保険者数） 以下の世帯	→	均等割額を 5 割減額（20,087 円）
総所得金額等の合計が 33 万円 + 35 万円 ×（被保険者数） 以下の世帯	→	均等割額を 2 割減額（32,140 円）

◆被扶養者だった方の保険料の特例（国民健康保険及び国民健康保険組合加入者は除く）

後期高齢者医療の被保険者になる前日に会社の健康保険や共済組合等の「被扶養者」（注）の方は、被保険者の資格を得た日から 2 年間は保険料の均等割額が 5 割減額され、所得割額は課せられません。また平成 20 年度のみ 4 月分から 9 月分までは保険料は徴収されず、10 月から 3 月分までの保険料額は均等割額の 1 割（2,000 円）となります。

（注）後期高齢者医療被保険者となる前日に「被扶養者」であったかどうかの有無については、現在、愛知県後期高齢者医療広域連合において関係機関より情報を収集しています。今回通知いたします内容について、「被扶養者」に該当されながら特例を受けられていない方は、ご連絡いただきますようお願いいたします。

◆後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の保険証を更新します。

1. 現在、皆さんがお持ちの保険証の有効期限は 7月31日 です。8月1日 から使用していただく保険証を7月中旬から下旬にかけて配達記録郵便でお送りします。

※ 配達記録郵便では、受け取る時に押印又は署名が必要となります。

配達の際に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、郵便支店へ再配達のご依頼をしていただくか、直接受け取りに行ってください。

2. 郵便支店での留置期間（案内に記載されている期間）を超えると保険証は役場住民課に返還されます。その場合は、役場住民課の窓口でお渡ししますので、現在お持ちの保険証を持ってお越しください。

3. 住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合は、住民課への申請が必要です。（すでに『送付先変更申請書』を提出されている場合は、改めて申請する必要はありません。）

4. 保険証の色が、**水色**から**桜色**に変わります。

5. 氏名等の文字を大きくします。

6. 保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。

* 水色の保険証は、8月以降に役場住民課窓口へ返却してください。

* 保険証は、郵便支店への転送届では転送されませんのでご注意ください。

◆負担割合の判定方法が変更になります。

	8月以降	7月まで
基準となる収入の期間	平成20年度住民税 (平成19年中所得)	平成19年度住民税 (平成18年中所得)
負担割合の判定対象者	同一世帯の被保険者	同一世帯の被保険者と70歳～74歳の方
負担割合が3割となる基準額	住民税の課税所得が145万円以上 ※ 同一世帯に一人でも上記に該当すると、世帯の被保険者は全員3割となります。	
基準収入額適用申請	下記のいずれかに該当し申請をした場合、翌月より1割に変更（※1） ア. 単身世帯 ・・・被保険者本人の収入が383万円未満 イ. 被保険者の方が2人以上いる世帯 ・・・同一世帯の後期高齢者医療被保険者収入の合計額が520万円未満	①下記、いずれかに該当し申請をした場合、翌月より1割に変更 ア. 単身世帯 ・・・被保険者本人の収入が383万円未満 イ. 被保険者の方が2人以上いる世帯 ・・・同一世帯の後期高齢者医療被保険者収入の合計額が520万円未満
新たに導入される経過措置（※1）	【対象者】 同一世帯の被保険者が1人であり3割負担となる方で、同一世帯の前期高齢者（70歳から74歳の方）を含む収入が520万円未満の方 【内容】 1ヶ月の自己負担限度額が以下のように軽減されます。 ・外来のみ 44,400円 ⇒ 12,000円 ・外来+入院 約80,000円 ⇒ 44,400円 ※ 負担割合は3割です。 ※ 平成22年7月までの経過措置です。	

◆問合せ先 愛知県後期高齢者医療広域連合 ☎ 052(955)1227